

第3部 非常時優先業務の概要

3.1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 南海トラフ巨大地震発生後に県が実施しなければならない応急業務に加え、発災時においても優先すべき通常業務を非常時優先業務として選定した。
- (2) 業務選定方法は、県庁全体の業務の中から地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後、4週間以内に着手する必要がある、かつ目標状況に到達しない場合に社会的影響（※）が発生する業務を非常時優先業務とした。

※ 社会的影響が発生するとは

県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響が発生し、社会的な批判が一部生じる状態

3.2 非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方

- (1) 選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災前から発災後、業務ごとに業務実施（再開）時期を時系列で大きく6つのフェーズ（発災前、初動期Ⅰ～復旧期）に区分し、復旧までの事業執行の進行管理の目安とする。

フェーズ0：発災前（風水害（3日）～南海トラフ地震（7日））

フェーズ1：発災後3時間以内（初動期Ⅰ）

フェーズ2：発災後24時間以内（初動期Ⅱ）

フェーズ3：発災後3日以内（応急期）

フェーズ4：発災後1週間以内（支援期）

フェーズ5：発災後4週間以内（復旧期）

- (2) 災害時の業務には、「応急業務」と「優先すべき通常業務」がある。

○ 「応急業務」とは

県民の生命・身体・財産を守るため、発災前及び発災直後から対応が求められる業務、災害後の復旧、復興的な業務

（例）救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、物資の緊急確保・輸送、廃棄物処理の応急対応、被災者生活再建支援など

○ 「優先すべき通常業務」とは

通常行っている業務の中で発災後、速やかな開始が求められる県民の安全確保に直結する業務、また、中断により、県民生活や県経済への重大な支障、他の県や国等の業務に重大な影響、県の信用が大きく失墜または、本来業務に重大な支障などを伴う業務

（例）保健医療、生活資金の供給、廃棄物の処理など

3.3 非常時優先業務の選定概要

3.3.1 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定については、庁内各部局において選定基準により選定した結果、317 業務（応急業務 242 業務、優先すべき通常業務 75 業務）を選定した。

なお、選定した非常時優先業務には、災害対策本部統括司令部が実施する業務のほか、支払業務や入学試験など特定の状況の場合により非常時優先業務となるものも含まれている。

<非常時優先業務数>

業務区分	業務数	割合
応急業務	242	76.3%
優先すべき通常業務	75	23.7%
合計	317	100.0%

3.3.2 発災経過時間毎の非常時優先業務の概要

選定した非常時優先業務を地震発生からフェーズごとに一覧表に整理したものは次のとおり。

- ・ 応急業務（対策本部体制における全庁体制で実施）
- ・ 優先すべき通常業務（各部局で実施）

次表では、災害対策本部が発災後に実施しなければならない主となる業務を示すとともに、各部局共通及び各部局の主な非常時優先業務を実施（再開）時期別に整理したものである。

県では、発災直後は、執務室等の片付けや、これら非常時優先業務を実施しなければならないが、勤務時間外に発災した場合は、30 分程度後から順次登庁してくる職員がこれらの業務に着手することとなる。

非常時優先業務の概要（応急業務）

■災害対策本部統括司令部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(40業務)								
災害対策本部 統括司令部	災害対策本部の設置・運営	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部職員の確保及び職員の安否情報の取りまとめ	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	指揮命令システムの確保	☆	⇒	★				
	災害対策本部全般（各班、各対策部、各対策グループ）の総合調整	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	市町及び各防災関係機関に対する地震情報等の伝達	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被害状況等の情報収集		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部会議の開催	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	自衛隊及び緊急消防援助隊等の派遣要請及び活動調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	広域応援救助部隊の受入れ及び活動調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	市町からの応援要請の総合調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災市町への被害状況等収集要員の派遣		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策基本法の規定に基づく市町長の応急措置の代行		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被害状況等の国・県・市町・防災関係機関等への報告・情報提供		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害即報の消防庁への報告	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	国・全国知事会・カウンターパート県等への応援要請・受援調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害応急対策に必要な情報の収集や整理、分析及び記録	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害情報システムの機能確保及び被災地映像等の受配信		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県ホームページ等を活用した各種情報提供	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	伊方原子力発電所の状態確認		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部地方本部の運営支援	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県有財産の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策本部の物品・食料等の確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	激甚災害に関する取りまとめに係る業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	私立学校の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	所管施設の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者生活再建支援法関係業務					☆	⇒	
	国・他都道府県等からの支援職員の派遣調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員及びその家族の被災状況の把握		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害時における職員応援		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員の健康管理			☆	⇒	⇒	⇒	

非常時優先業務の概要（応急業務）

災害対策本部 統括司令部	国現地对策本部との連絡調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	国等の視察への対応					☆	⇒	⇒
	災害対策本部の報道発表	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策基本法に基づく報道機関への緊急報道要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県民への生活関連情報の提供	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者等からの相談・苦情・要望の受付	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	緊急輸送人員・物資等の受入・連絡等総合調整		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	緊急通行車両証明書の発行		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局総務部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（13業務）								
知事部局 総務部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	被災状況に対応した庁舎内応急対策業務		☆	★				
	電気設備の管理業務		☆	★				
	本庁舎の被害報告		☆	★				
	執務室の総合調整		☆	★				
	庁舎管理業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電話設備の管理業務		☆	★				
	給排水設備の管理業務		☆	★				
	放送設備の管理業務		☆	★				
	ガス設備の管理業務		☆	★				
	空調設備の管理業務		☆	★				
	県税に係る特例措置（申告、納付（入）期限の延長）					☆	⇒	★
	県税に係る特例措置（減免措置や徴収の猶予等相談窓口設置）					☆	⇒	★

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局企画振興部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（5業務）								
知事部局 企画振興部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	公共交通機関の運行等状況把握		☆	⇒	⇒	★		
	公共交通機関への輸送協力依頼		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	協定に基づく物資・人員等の輸送	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	避難所等に設置した公衆無線LAN機器の一般開放		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局観光スポーツ文化部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（9業務）								
知事部局 観光スポーツ文化部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	市町が所管するスポーツ施設の被害状況の確認			☆	⇒	★		
	市町が所管する文化施設の被害状況の確認			☆	⇒	★		
	市町の観光施設の被害状況の情報収集及び災害応急対策	☆	⇒	★				
	県外観光客の避難状況の情報収集及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	★		
	愛媛県特別旅券窓口の被害調査及び災害応急対策		☆	★				
	外国人への情報提供			☆	⇒	⇒	★	
	外国からの応援活動の支援			☆	⇒	⇒	★	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局県民環境部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（20業務）								
知事部局 県民環境部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	協定に基づく生活必需物資の各種要請			☆	⇒	⇒	★	
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	ボランティア活動の支援業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設の情報収集		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	所管の防災航空事務所に係る災害応急対策（消防防災ヘリコプターの運航体制の確保）		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	（一社）愛媛県LPガス協会へのLPガス等の供給要請			☆	⇒	⇒	⇒	
	水道断水状況及び水道施設の被害調査		☆	★				
	水道の断水状況及び水道施設の被害状況の国への報告（厚生労働省、四国財務局）		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	応急給水及び応急復旧工事の広域支援に関する情報収集（県内市町、県外市町）		☆	★				
	協定に基づく飲料水の調達			☆	⇒	⇒	★	
	協定に基づく水道施設応急復旧工事への応援要請（県内業者）			☆	⇒	⇒	⇒	
	協定に基づく冷凍空調機器の冷媒処理等への応援要請			☆	⇒	⇒	⇒	
	仮設トイレの確保	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策			☆	⇒	⇒	★	
	（一社）えひめ産業資源循環協会への応援要請			☆	★			
	廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	県災害廃棄物処理マニュアルの運用				☆★			
	県浄化槽協会への応援要請			☆	★			

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局保健福祉部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務 (37業務)								
知事部局 保健福祉部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	災害救助法に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	災害弔慰金、災害障害見舞金に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	日本赤十字社愛媛県支部との連絡調整			☆	⇒	⇒	★	
	災害救援ボランティア活動の支援		☆	★				
	義援金に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	災害援護資金に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	生活福祉資金に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	保護施設の被害調査	☆	⇒	★				
	災害時の医療救護に関する協定に基づく各種要請	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	医療機関の被災状況や患者受入状況等の情報収集・分析・共有	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	県内外のDMATの運用	☆	⇒	⇒	★			
	避難所・救護所の設置状況や医療ニーズ、医療スタッフの需給状況等の情報収集・分析・共有		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	県内外の関係機関への支援要請（救護班の派遣等）と救護班等の運用		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	広域医療搬送の実施		☆	⇒	★			
	原子力災害時の被ばく・汚染患者への対応		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	原子力災害時の避難住民への対応		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	県内外のDPATの運用		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	感染症予防業務			☆	⇒	⇒	★	
	難病患者被災状況把握及び支援		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	救急用医薬品等の確保等		☆	⇒	⇒	★		
	輸血用等血液の確保等		☆	★				
	毒物劇物関係対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	食品衛生確保に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	死体の埋火葬に関すること。				☆	⇒	⇒	⇒
	死亡獣畜場外取扱の許可				☆	⇒	⇒	★
	逸走・負傷動物の保護・収容				☆	⇒	⇒	★
	逸走した特定動物の捕獲		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	児童養護施設の被害調査、災害応急対策及び情報収集	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
婦人保護施設等の被害調査、災害応急対策及び情報収集	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★		
障害者福祉施設等の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★		

非常時優先業務の概要（応急業務）

知事部局 保健福祉部	訪問系サービス事業者の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	要援護者（在宅高齢者）の把握・援護及び介護用品等必要物品の調達支援	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	高齢者福祉施設等の被害調査	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	地域包括支援センターの被害状況の把握	☆	★					
	医療保険制度の特例措置				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局経済労働部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の 場の状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（11業務）								
知事部局 経済労働部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	所管施設の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	船舶による生活必需品・資機材の輸送等の要請		☆	★				
	雇用状況の把握、雇用維持対策及び再就職支援			☆	⇒	⇒	⇒	
	中小企業に対する災害金融支援			☆	⇒	⇒	★	
	中小企業者の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	商工関係施設（他の所管に属するものを除く。）の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	協定に基づく緊急物資（食料・生活必需品）の調達の要請・搬入	☆	⇒	★				
	協定に基づく自動車等の燃料の供給の要請		☆	★				
	協定に基づく水輸送の要請		☆	★				
	中核給油所等の情報共有及び石油製品の安定供給の確保		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局農林水産部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(25業務)								
知事部局 農林水産部	部内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	農林漁家及び関係機関への注意喚起	☆☆						
	所管施設への注意喚起、被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	農林水産物及び農林水産関係施設の被害状況の取りまとめ		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	農作物等の被害状況の取りまとめ		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	農林漁業者の災害金融（天災資金）				☆	⇒	★	
	農業災害補償に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	農協施設の被害状況の取りまとめ			☆	⇒	⇒	★	
	農地・農業用施設等の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	★		
	海岸及び地すべり防止施設の被害調査及び災害応急対策		☆	★				
	協定に基づく救助用食料の調達要請			☆	★			
	農作物等の災害技術対策			☆	⇒	⇒	★	
	家畜飼料の斡旋		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	家畜飼料及び畜産物の斡旋			☆	⇒	⇒	★	
	林産物及び林道の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害対策用木材等の斡旋			☆	★			
	治山関係の被害状況の把握及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	造林地等の被害報告		☆	⇒	⇒	★		
	森林火災の被害報告		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	水産施設等の被害報告		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	水産施設・水産物の被害調査及び対策業務		☆	⇒	⇒	★		
	物資の海上輸送に関する業務		☆	⇒	⇒	★		
	海岸の津波及び高潮対策	(☆)	☆☆					降雨時
	漁港施設、海岸保全施設の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	漁港関係災害復旧事業			☆	⇒	⇒	★	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■知事部局土木部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務 (50業務)								
知事部局 土木部	部内職員及びその家族の安否確認、庁舎及び執務室の被害状況並びに土木部所管施設の被害状況の確認等		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	部内及び各出先機関の職員の動員及び要員確保	(☆)	⇒	⇒	☆	⇒	★	
	大規模災害時の応援協定の運用	☆※	☆★					
	災害対策用機械類の応援要請		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	部内及び各出先機関の端末機の確保及びネットワークの復旧			☆	★			
	非常災害の際の土地の使用						☆★	
	河川施設災害の情報収集		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	河川の津波、高潮対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	水防本部（水防活動）に関すること。	(☆)	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	水害時
	災害報告に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	災害復旧事業の査定			☆	⇒	⇒	★	
	改良復旧事業			☆	⇒	⇒	★	
	災害復旧事業（工事）			☆	⇒	⇒	★	
	緊急物資集積箇所の確保				☆	⇒	★	
	救援物資対応岸壁の指定			☆	★			
	災害廃棄物の積出施設の確保			☆	★			
	緊急輸送機能の確保			☆	⇒	⇒	★	
	港湾・海岸の津波、高潮対策（水門等の操作状況の確認）		☆★					
	港湾・海岸施設の情報収集に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	港湾施設・海岸施設の災害応急対策に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	港湾施設等災害復旧事業に関すること。			☆	⇒	⇒	★	
	砂防施設等の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	斜面危険度判定に関すること。		☆	⇒	★			
	土砂災害警戒情報の伝達	(☆)	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	降雨時
	土砂災害防止法に基づく、地すべり緊急調査の実施		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	土砂災害防止法に基づき国が行う緊急調査並びに緊急情報の把握		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	道路施設（建設中のものに限る。）の被害調査及び災害応急対策		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	高速道路の被害状況把握		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	直轄管理国道の被害状況（主に事業実施中の箇所）把握		☆	⇒	⇒	⇒	★	
	道路施設の被害調査及び緊急措置		☆	⇒	⇒	★		
	緊急輸送道路等の機能確保		☆	⇒	★			
	被災宅地危険度判定士の派遣要請		☆	⇒	⇒	⇒	★	

非常時優先業務の概要（応急業務）

知事部局 土木部	宅地擁壁や宅地地盤の被害調査		☆	⇒	⇒	★	
	都市施設（下水道、都市計画道路のうち街路分（建設中のものに限る。）及び都市公園）の被害調査	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	下水道施設の復旧に係る支援要請	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	建設中の街路の災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	都市公園の災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	★	
	公営住宅の被害調査	☆	⇒	★			
	地震他被災建築物応急危険度判定士の派遣要請		☆	⇒	★		
	住宅の被害調査	☆	⇒	★			
	県営住宅の災害応急対策		☆	⇒	★		
	応急仮設住宅の建設				☆	⇒	⇒
	被災住宅の応急修理				☆	⇒	⇒
	被災者の民間賃貸住宅の確保				☆	⇒	⇒
	災害時の公営住宅の供給及び指導等					☆	⇒
	建築物の災害復旧の技術指導					☆	⇒
	公営住宅への一時入居				☆	⇒	⇒
	営繕工事現場の安全対策			☆	★		
	営繕工事現場の被災状況の把握	☆	★				
	県有施設の災害復旧の技術指導			☆	⇒	⇒	★

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合又は気象業務法に基づく特別警報が発表された場合は協定締結団体と連絡体制を確保する。

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

(☆)風水害のみの場合

■知事部局出納局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の合状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(3業務)								
知事部局 出納局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	コピー機の保守・復旧			☆	★			
	物資の緊急確保			☆	★			

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■公営企業管理局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（8業務）								
公営企業管理局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	発電施設の被害状況確認		☆	★				
	工水施設の被害状況確認		☆	★				
	県立病院支援体制の確立	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	発電・工水事業所との連絡体制の確立	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	発電施設の災害応急復旧			☆★				
	工水施設の災害応急復旧			☆★				
	工水施設の復旧に係る広域支援			☆★	⇒	⇒	★	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■人事委員会

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（1業務）								
人事委員会事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■議会事務局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（6業務）								
議会事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	施設被災調査		☆	★				
	施設応急対策		☆	⇒	⇒	★		
	議員安否状況の確認		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	各議員への被害情報等の提供		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災議員への対応業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■監査事務局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務（1業務）								
監査事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（応急業務）

■教育委員会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の 場合の 状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(12業務)								
教育委員会 事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				
	児童生徒及び施設被害等の災害情報の収集、伝達に関すること。	☆	⇒	★				県有施設
		☆	⇒	★				市町施設
	職員の動員及び要員の確保、教職員の動員及び調整に関すること。				☆	⇒	★	
	他県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関すること。				☆	⇒	★	
	県立図書館の被害調査及び災害応急対策	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	★	
	県立学校施設の被害報告の聴取	☆	⇒	★				
	文化財の被害調査報告		☆	★				
	教職員定数の確保		☆	⇒	★			
	被災児童生徒等への支援対策			☆	⇒	⇒	★	
	授業再開の決定・連絡		☆	⇒	★			
	児童生徒の保健衛生対策		☆	⇒	★			
給食施設の被害状況の把握及び学校給食の再開状況確認			☆	⇒	★			

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■労働委員会事務局

所管部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特定の 場合の 状況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
応急業務(1業務)								
労働委員会 事務局	事務局内職員及びその家族の安否確認		☆	★				

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■知事部局総務部

所管部局	非常時優先業務	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定の 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(13業務)								
知事部局 総務部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電話交換業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁内放送業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	庁用自動車運行業務			☆★				
	通送自動車運行業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	警備（守衛）業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	エレベータ運行業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県税電子申告サービスシステムの管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	免税軽油システムの管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	住民基本台帳ネットワークシステムの運用		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	公印の管守			☆	⇒	⇒	⇒	
	公告事務			☆	⇒	⇒	⇒	
	文書の収発			☆	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局企画振興部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定の 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(11業務)								
知事部局 企画振興部	知事、副知事、参与の秘書業務	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	執務時 間中
		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	執務時 間外
	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県ホームページ運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	報道機関との連絡協調		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	一般県民相談			☆	⇒	⇒	⇒	
	愛媛情報スーパーハイウェイ運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	庁内LANシステム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	番号制度連携システム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	電子計算組織運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	県税オンラインシステム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
財務会計オンラインシステム運営業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒		

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■知事部局観光スポーツ文化部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(3業務)								
知事部局 観光スポ ーツ文化部	幹部職員への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	旅行業登録業者の催行確認		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	旅券発給業務			☆	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局県民環境部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(5業務)								
知事部局 県民環境部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	消費生活相談業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	人権施策に関する業務			☆	⇒	⇒	⇒	
	水道施設災害復旧事業の市町指導監督					☆	⇒	
	自然公園施設の点検業務				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局保健福祉部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(6業務)								
知事部局 保健福祉部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	保健所の企画調整機能に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	災害遺児福祉手当業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	児童扶養手当業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	心身障害者扶養共済事務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	特別児童扶養手当の支給		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局経済労働部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(1業務)								
知事部局 経済労働部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■知事部局農林水産部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(4業務)								
知事部局 農林水産部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	家畜排せつ物等による環境汚染の発生対応		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	補助事業で取得した施設等の被害報告					☆	⇒	
	治山事業の実施				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■知事部局土木部

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(5業務)								
知事部局 土木部	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	ダムの管理に関すること。	(☆)	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	河川等情報システムの保守管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	出水期
	河川防災設備の整備、運用に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	港湾関係システムの機器等保守管理				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期
(☆)風水害のみの場合

■知事部局出納局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(2業務)								
知事部局 出納局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	財務会計システムの運用管理		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■公営企業管理局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(2業務)								
公営企業 管理局	管理者の秘書業務	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	出納用務			☆	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■人事委員会

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(2業務)								
人事委員会 事務局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	職員採用試験		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	試験直前

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■議会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(4業務)								
議会事務局	議長・副議長の秘書業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	各会派代表者会議の開催				☆	⇒	⇒	
	本会議（予算議案等の議決）の開催			☆	⇒	⇒	⇒	閉会前日

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■監査事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(1業務)								
監査事務局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

■教育委員会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 の 定 場 の 合 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(12業務)								
教育委員会 事務局	教育長等幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	被災者電話教育相談窓口の開設			☆	⇒	⇒	⇒	
	E S n e t（教育情報通信ネットワーク）の運用に関すること。		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	
	教育委員の秘書業務		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	対外対応の場合
	教育委員の安否状況の確認			☆	⇒	⇒	⇒	
	教育委員会の会議の開催			☆	⇒	⇒	⇒	開催前日
	愛媛県奨学資金貸与業務			☆	⇒	⇒	⇒	支払日3日前
	恩給支給業務			☆	⇒	⇒	⇒	支払日3日前
	教員採用試験		☆	⇒	⇒	⇒	⇒	試験前日
	転学手続の簡素化			☆	⇒	⇒	★	
	県立学校入学者選抜（学力検査）		☆	★				検査前日
	県立特別支援学校高等部入学者選抜（学力検査等）		☆	★				検査前日

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期

非常時優先業務の概要（優先すべき通常業務）

■労働委員会事務局

担当部局	業務項目	業務実施（再開）時期及び終了時期						特 定 場 合 の 状 況
		発災前	3H	24H	3D	1W	4W	
優先すべき通常業務(4業務)								
労働委員会 事務局	幹部職員等への連絡・調整業務等	☆	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	不当労働行為の救済申立ての受付			☆	⇒	⇒	⇒	
	労働争議の調整				☆	⇒	⇒	
	個別的労使紛争に関する相談業務				☆	⇒	⇒	

☆業務実施（再開）時期 ★業務実施終了時期